



発行 株式会社はっぴーライフ

【住所】武蔵野市吉祥寺東町1-17-18角ビルB1

【電話】0422-28-5051 【FAX】0422-28-5052

株式会社はっぴーライフ  
本社サポート部

http://hl-tokyo.com



## スポーツの秋ということで、 スポーツ大会も開催予定です!!



## 10/31(金) 全事業所で ハロウィンのイベントを行います!!

Happy Halloween!



### スタッフ紹介

武藤千晶

資格:社会福祉士

#### コメント

時々着ぐるみで送迎を行っており  
ます! 趣味はキックボクシング!! 皆様  
がより元気になるようにアクティブに  
活動を行ってまいります!



### \*プログラム紹介\*

吉祥寺事業所「どんじゃら部」  
毎週火曜・木曜 (麻雀)



ここが楽しい!

麻雀はいつも白熱して盛り上がっています! 初心者の方も、ご利用者様同士教えあって、夢中になっています!

### 利用者の声



Y・N様

素敵な花束もらって嬉しいわ!!

ありがとう〜☆

## 小濱道博先生コラム

### 制度改正2014 要支援者の総合事業への移行

7月28日の厚労省全国担当課長会議に於いて、予防訪問介護と通所介護が市町村の総合事業の移行に伴うガイドライン案が提出されました。要支援者の総合事業への移行は市町村の準備状況によって、2年間の経過措置が設けられ、平成27年4月から平成29年3月までにスタートして、平成30年4月1日からは総合事業に一本化することは周知の通りです。平成27年4月から平成30年3月までの3年間は総合事業の許認可と従来の予防訪問介護と通所介護の許認可も併行して存在するために、利用者が望めば平成30年3月まで予防給付対象の予防サービスの提供も可能と思われがちですが、それは誤りです。予防サービスの事業者認定は平成30年3月末日まで有効ですが、その市町村で総合事業がスタートした後も予防サービスを利用する既存の利用者は、その要支援の認定更新までの間に限って、予防サービスを継続して利用できるのです。要支援の認定の有効期間は最大で1年ですので、市町村での総合事業のスタート時点から1年以内に認定更新日が到来するために、すべての利用者も総合事業に1年以内に移行することとなります。市町村が基準を設けて、利用者は初年度は予防給付を継続、翌年度当初から一括で予防給付から総合事業に移行も可能とのことですが、いずれにしても総合事業に1年以内に移行します。また、途中で一度でも総合事業によるサービスを利用した場合は、それ以降は、予防給付の訪問介護や通所介護を利用することはできないとされていますので注意が必要です。



小濱道博

小浜介護経営事務所代表  
NKK一般社団法人日本介護経営研究協会 専務理事  
CSR一般社団法人介護経営研究会 専務理事  
一般社団法人介護事業開発協会 理事  
C-MAS介護事業経営研究会 顧問

